

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 18 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」（令和 5 年度補正予算分）の  
国庫補助協議について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」（令和 5 年度補正予算分）について、国庫補助協議を実施いたします。

つきましては、国庫補助協議を希望する自治体におかれましては、下記のとおり必要書類をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、該当が無い自治体においても必ず電子メールにてその旨ご報告ください。

記

1. 提出書類

別添 1：国庫補助協議書（別紙 1～別紙 4）

2. 提出期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）正午【厳守】

3. 提出先及び提出方法

障害福祉課訪問サービス係 ([houmon@mhlw.go.jp](mailto:houmon@mhlw.go.jp)) あて電子メールにて

4. 留意事項

- ・「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」（令和 5 年度補正予算分）の国庫補助の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者が実施する事業となります。
- ・別添 2 「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の留意点」及び別添 3 「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業についての Q&A」を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。

- ・当該事業がモデル事業である性質に鑑み、ICT 機器等の導入効果が特に高く、好事例として活用できるものについて、自治体にて事業所を選定いただくようお願いいたします。

(参考)

障害福祉分野の ICT 導入モデル事業国庫補助金の概要

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単価】

○ICT 導入モデル事業：1 施設又は事業所あたり 1,000 千円

○ICT 導入のための研修事業：284 千円

【補助割合】

○ICT 導入モデル事業

・直接補助事業：国 1/2、都道府県等 1/2

・間接補助事業：国 1/2、都道府県等 1/4、事業者 1/4

○ICT 導入のための研修事業

・直接補助事業) 国 1/2、都道府県等 1/2

【補助対象】

①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

【補助対象経費】

○ICT 導入モデル事業

・ ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

○ICT 導入のための研修事業

・ ICT 導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

TEL :03-5253-1111 内線 (3092)

Mail: [houmon@mhlw.go.jp](mailto:houmon@mhlw.go.jp)